



AXAの
資産形成の変額保険

ユニット・リンク介護

AXAの「資産形成」の変額保険 ユニット・リンク介護プラス
ユニット・リンク介護保険(終身移行型)

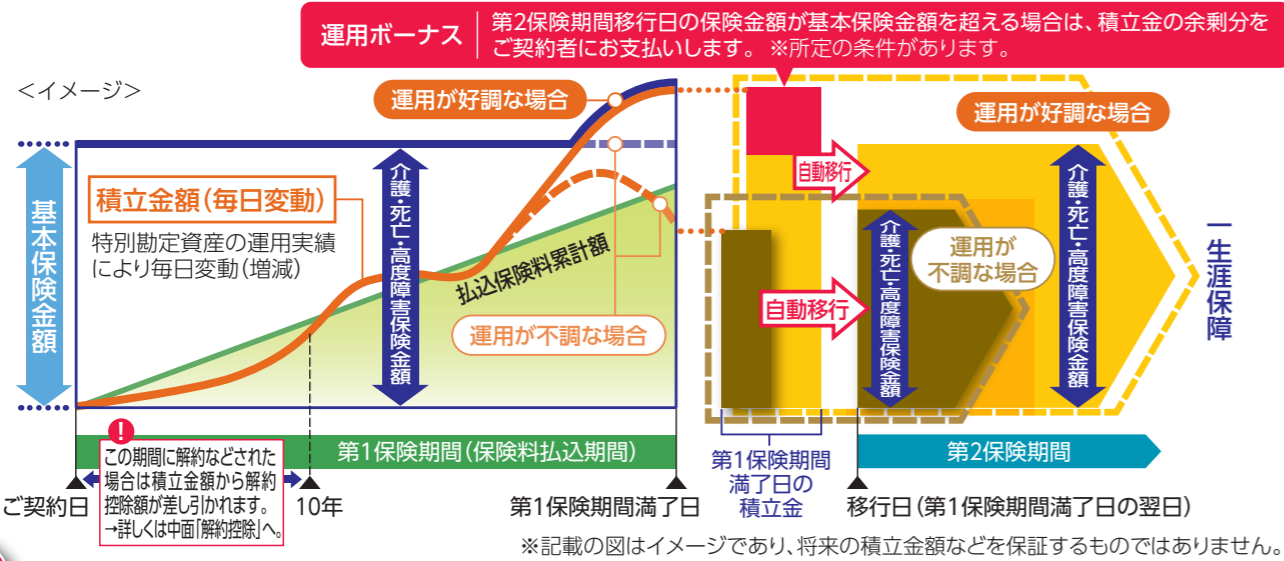
- この保険は右記の保障を希望されるお客さまにおすすめの保険です。 **介護・認知症** **死亡** **資金準備**

特長1 介護・死亡・高度障害を一生保障。要介護2以上から、認知症も保障します。

※お支払いの対象となる、公的介護保険制度の要介護2以上、要介護状態、高度障害状態について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

特長2 第1保険期間は長期分散投資による資産形成が可能です。

※ただし、積立金額に最低保証はありませんので、払込保険料総額を下回ることもあります。



ご注意ください

投資リスクがあります

- 第1保険期間中の積立金額、払い戻し金額などが特別勘定資産の運用実績に応じて変動(増減)します。
- 特別勘定資産の運用には、資産配分リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、流動性リスク、為替リスク、派生商品取引のリスクなどがあります。これらのリスクはご契約者に帰属し、**ご契約者が損失を被ることがあります。**
- ご契約を解約した場合の払い戻し金額などが**払込保険料総額を下回る場合があります。(払い戻し金額や積立金額に最低保証はありません。)**
- 第2保険期間の保険金額が、基本保険金額を下回る場合があります。
- 特別勘定における資産運用の結果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、AXA生命または第三者がご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。

費用がかかります【第1保険期間中】

- ご契約の締結・維持、死亡保障などにかかる費用および特別勘定の運用にかかる費用があります。
- 払込保険料からご契約の締結・維持などに必要な費用を控除した金額を特別勘定に繰り入れます。したがって、**払込保険料の全額が特別勘定で運用されるものではありません。**
- 特別勘定に繰り入れた後に、死亡保障などに必要な費用や運用関係費を特別勘定資産から定期的に控除します。
- ご契約の締結・維持、死亡保障などに必要な費用については、被保険者の年齢・性別などにより異なるため、具体的な金額や上限額を表示することができません。

10年未満は解約・減額・払済保険への変更時に費用がかかります【第1保険期間中】

- 解約日^{*1}における**保険料払込年月数^{*2}が10年未満の場合**に、積立金額から解約控除額が差し引かれます。
 - 解約控除額は、基本保険金額に対し、保険料払込年月数^{*2}により計算した額となります。
 - 特に早期に解約された場合は、解約控除額が大きくなり、払い戻し金はまったくない場合もあります。**
 - 解約控除額は保険料払込年月数^{*2}、契約年齢、保険料払込期間などによって異なり、具体的な金額を表示することができません。
 - 保険料払込年月数^{*2}が10年未満の場合にユニット・リンク払済介護保険(終身移行型)への変更などをされる場合にも解約控除がかかります。**特に早期に変更を行った場合は、解約控除額が大きくなり、変更のお取り扱いができない場合もあります。**
 - 基本保険金額を減額されたときは、減額分は解約されたものとしてお取り扱いしますので、減額部分にも解約控除がかかります。
- *1 減額日も含みます。 *2 年払の場合は、月払保険料として特別勘定に繰り入れた年月数となります。
- ※費用・解約控除について詳しくは、中面をご覧ください。

お申込みに際しては、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」を十分にお読みいただき、投資リスクやご負担いただく諸費用などの内容についてご理解・ご了解ください。

主契約の保障内容

このようなときにお支払いします	お支払金	お支払額 [第1保険期間*1中]	お支払額 [第2保険期間*2中]
次のいずれかに該当したとき ●公的介護保険制度の 要介護2以上 に認定されたとき ●要介護状態が 180日継続 したと医師によって診断確定されたとき	介護保険金	基本保険金額またはお支払事由に該当した日の積立金額の、いずれか大きい金額	第2保険期間移行日前日の積立金額により計算した金額
死亡 したとき	死亡保険金		
高度障害状態 に該当したとき	高度障害保険金		

- *1 特別勘定による運用を行う期間で、ご契約日からご契約時にご指定いただいた期間の満了日までの期間です。
- *2 第1保険期間満了日の翌日からの期間です。(この期間は特別勘定では運用いたしません。)
- 介護保険金、死亡保険金および高度障害保険金はそれぞれ重複してお支払いしません。
- 介護保険金が支払われた場合には介護保険金のお支払事由に該当したときから、高度障害保険金が支払われた場合には高度障害状態に該当したときから、ご契約は消滅します。
- お支払いの対象となる、公的介護保険制度の要介護2以上、要介護状態、高度障害状態について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

主契約のお取り扱い範囲

契約年齢	15歳～70歳		
第1保険期間・保険料払込期間	55歳/60歳/65歳/70歳/75歳/80歳満了 10年/15年/20年/25年/30年満了	第2保険期間	終身
基本保険金額・保険金額	【第1保険期間】最低200万円～最高1億円/10万円単位*1 *1 保険料建ての場合、月払は1,000円単位、年払は10,000円単位 【第2保険期間】最低50万円～最高 第2保険期間移行日前日の基本保険金額*2		
保険料払込方法	月払/年払		
解約時の払い戻し金	第1保険期間の払い戻し金額は、特別勘定の運用実績にもとづいて変動(増減)します。そのため、運用実績によっては、ご契約を解約した場合の払い戻し金額が払込保険料総額を下回る場合があります。(払い戻し金額に最低保証はありません。)		
契約者配当金	この保険には、契約者配当金はありません。		

- ※契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。 ※契約年齢などによってお取り扱いできない範囲があります。
- *2 次の場合は、第2保険期間への移行はなかったものとし、ご契約は第1保険期間満了時に消滅します。
 - 第2保険期間移行日の保険金額がAXA生命所定の金額に満たないとき
 - 貸付金があり、基本保険金額からその元利金を差し引いた額がAXA生命所定の金額に満たないとき

■生命保険募集人について

AXA生命の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとAXA生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してAXA生命が承諾したときに有効に成立します。

■保険金をお支払いしない場合などの制限事項について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

■このご案内は商品の概要を説明しています。ご契約の際には、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」を必ずご覧ください。

※詳しくは、変額保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。



AXA生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777 (代表)

www.axa.co.jp/

お問合せ先・担当者

任意付加 特約の保障内容

- 右記の保障を希望されるお客さまにおすすめの特約です。 **病気(ガンを含む)やケガ** **ガン**

特約	このようなときにお支払いします
3大疾病保険料払込免除特約 <small>アクサの保険料払込免除特約</small> ワイドケア	次の場合に以後の保険料のお払込みを免除します*1。 ●ガン…初めて診断確定されたとき*2 ●急性心筋梗塞・脳卒中…手術を受けたとき／継続5日以上入院したとき
7大疾病保険料払込免除特約 <small>アクサの保険料払込免除特約</small> ワイドケア	次の場合に以後の保険料のお払込みを免除します*1。 ●ガン…初めて診断確定されたとき*2 ●急性心筋梗塞・脳卒中…手術を受けたとき／継続5日以上入院したとき ●糖尿病…糖尿病を発病し、①②のいずれかに該当したとき ①糖尿病性網膜症の治療を目的として、網膜または硝子体に対する手術を受けたとき ②上肢または下肢に生じた糖尿病性壊疽の治療を目的として、切断術を受けたとき ●高血圧性疾患…高血圧性疾患を発病し、大動脈瘤または大動脈解離の手術を受けたとき ●肝硬変…①～③のいずれかに該当したとき ①肝硬変を発病し、食道静脈瘤または胃静脈瘤の手術を受けたとき ②肝硬変の治療を目的として、肝臓(人工臓器を除く)の全体または一部の移植術を日本国内で受けたとき ③継続5日以上入院したとき ●慢性腎臓病…慢性腎臓病の治療を目的として、①②のいずれかに該当したとき ①永続的な人工透析療法を開始するための手術を受けたとき ②腎臓(人工臓器を除く)の全体または一部の移植術を日本国内で受けたとき
リビング・ニーズ特約	ご契約者が被保険者の同意を得てこの特約を付加した場合、被保険者の余命が6ヵ月以内と判断されるときに、この特約の保険金受取人からのご請求により、死亡保険金の全部または一部について、この特約により保険金をお支払いします。
指定代理請求特約	ご契約者が被保険者の同意を得てこの特約を付加した場合、所定の保険金などの受取人が保険金などを請求できない所定の事情があるときに、保険金などの受取人に代わりあらかじめ指定された指定代理請求人が保険金などを請求することができます。
保険給付の責任を開始する時期に関する特約	●この特約を付加した場合、ご契約のお申込み、または告知のいずれか遅い日が責任開始日となり、この日からアクサ生命はご契約上の責任(保障)を開始します。 ●ご契約日は、責任開始日の属する月の翌1日です。 ●この特約を付加した場合、第1回保険料のお払込前のご契約には払いもどし金はありません。 ●この特約のみの解約はできません。 ●この特約の中途付加のお取り扱いはありません。

*1 責任開始期以後に発病した疾病を原因とした場合に限り、保険料払込免除事由について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

*2 上皮内ガンは除きます。また、保障の開始(責任開始日)から90日以内に診断確定された場合は保険料のお払込みを免除しません。

※ 3大疾病保険料払込免除特約と7大疾病保険料払込免除特約は重複して付加することはできません。

第1保険期間中にかかる費用(以下の各費用の合計額をご負担いただきます。)

保険関係費

保険関係費とは、お払込みいただいた保険料または積立金から控除される諸費用です。保険関係費の細目は下表のとおりです。

保険関係費の細目	取扱内容
①保険契約の締結・維持および保険料の収納に必要な費用	特別勘定への繰入の際に保険料から控除します。
②特別勘定の管理に必要な費用	積立金額に対して年率0.50%(0.50%/365日)を乗じた金額を、毎日、積立金から控除します。*1 また、積立金額に対して年率0.25%(0.25%/12ヵ月)を乗じた金額を、月単位の契約応当日始*2に積立金から控除します。*1
③基本保険金額保証に関する費用	
④死亡保障などに必要な費用(危険保険料)	月単位の契約応当日始*2に積立金から控除します。*1
⑤保険料払込免除に関する費用	保険料に対して0.1%～0.2%(保険料払込期間に応じます。)を乗じた金額を、特別勘定への繰入の際に保険料から控除します。 ※このほか、3大疾病保険料払込免除特約または7大疾病保険料払込免除特約を付加した場合は、付加した特約による保険料払込免除に関する費用(被保険者の性別、年齢などにより異なります。)を保険料から控除します。

*1 「保険給付の責任を開始する時期に関する特約」を付加した場合は、第1回保険料(年払の場合は、1回目に繰り入れる月払保険料をいいます。)の特別勘定への繰入の際に、ご契約日から第1回保険料繰入日前までの費用としてアクサ生命所定の方法で計算した金額を積立金額から控除します。

*2 「保険給付の責任を開始する時期に関する特約」を付加した場合は、第1回保険料(年払の場合は、1回目に繰り入れる月払保険料をいいます。)の繰入日の後に到来する月単位の契約応当日始とします。

※保険関係費(上表①～⑤)の総額は、被保険者の年齢、性別などにより異なるため、具体的な金額や上限額を表示することができません。

※年払保険料は分割し、月払保険料として毎月特別勘定に繰り入れます。

※契約条件に関する特約(08)を付加し、特別保険料の付加の条件が適用された場合は、特別保険料をご負担いただきます。(特別勘定への繰入の際に保険料から控除します。)特別保険料は特別勘定では運用いたしません。特別保険料は「契約条件・特別条件承諾書」でご確認ください。

項目	費用	ご負担いただく時期
運用関係費※	安定成長バランス型 投資信託の純資産額に対して年率0.44990%程度*1	特別勘定にて利用する投資信託において、毎日、投資信託の純資産額から控除します。
	積極運用バランス型 投資信託の純資産額に対して年率0.50355%程度*1	
	日本株式型 投資信託の純資産額に対して年率0.06050%程度	
	日本株式プラス型 投資信託の純資産額に対して年率0.82600%程度	
	外国株式型 投資信託の純資産額に対して年率0.06160%程度	
	外国株式プラス型 投資信託の純資産額に対して年率0.49500%程度	
	世界株式プラス型 投資信託の純資産額に対して年率0.77300%程度	
	新興国株式型 投資信託の純資産額に対して年率0.55000%程度	
	SDGs世界株式型 投資信託の純資産額に対して年率1.27000%程度	
	外国債券型 投資信託の純資産額に対して年率0.06160%程度	
世界債券プラス型 投資信託の純資産額に対して年率0.57200%程度		
オーストラリア債券型 投資信託の純資産額に対して年率0.34100%程度		
金融市場型 投資信託の純資産額に対して年率0.03575%～0.50600%程度*2		

※運用関係費は、主に利用する投資信託の消費税等がかかる場合はそれらを含む総額の信託報酬率を記載しています。

※運用関係費は信託報酬のほか、信託事務の諸費用など、有価証券の売買委託手数料および消費税などの諸費用がかかりますが、これらの諸費用は運用資産額や取引量などによって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。また、各特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの諸費用を間接的に負担することとなります。

※運用関係費は、特別勘定の廃止もしくは統合・運用協力会社の変更・運用資産額の変動などの理由により、将来変更される可能性があります。

*1 「安定成長バランス型」および「積極運用バランス型」の運用関係費は、主な投資対象である投資信託の信託報酬率を基本資産配分比率で加重平均した概算値です。各投資信託の信託報酬率はそれぞれ異なりますので、各投資信託の価格の変動などに伴う実際の配分比率の変動により、運用関係費も若干変動します。

*2 「金融市場型」の運用関係費は、各月の前月最終5営業日における無担保コールオーバーナイト物レートの平均値に応じて毎月見直されます。

第1保険期間中、解約・減額・払済保険への変更時にかかる費用

項目	費用	ご負担いただく時期
解約控除	解約日または減額日における保険料払込年月数*が10年未満の場合に、基本保険金額に対し保険料払込年月数*により計算した額	解約日または減額日の積立金額から控除します。

※解約控除額は保険料払込年月数*、契約年齢、保険料払込期間などによって異なり、具体的な金額を表示することができません。

※保険料払込年月数*が10年未満の場合、基本保険金額の減額やユニット・リンク払済介護保険(終身移行型)への変更などにも解約控除がかかります。

*年払の場合は、月払保険料として特別勘定に繰り入れた年月数となります。

第1保険期間中、積立金の移転にかかる費用

項目	費用	ご負担いただく時期
積立金移転費用	【書面による移転申込みの場合】 月1回の移転は無料、2回目からは1回につき2,300円	積立金移転時に積立金から控除します。
	【インターネットによる移転申込みの場合】 月1回の移転は無料、2回目からは1回につき800円	

※積立金移転時は、その際必要となる移転費用の2倍相当額以上の積立金残高が必要です。

※積立金移転費用は将来変更される可能性があります。

年金払特約(06)、年金払移行特約による年金支払期間中にかかる費用

項目	費用	ご負担いただく時期
年金管理費	年金のお支払いや管理などに必要な費用	年金額に対して1.0%*
		年金支払日に責任準備金から控除します。

* 記載の費用は上限です。年金管理費は、将来変更される可能性があります。

付帯サービス



- 郵送検査キットによる血液検査サービス

※上記サービスはサービス提供会社が提供します。
上記サービスはアクサ生命が提供する保険商品の一部を構成するものではありません。